



ともに生き支えあう福祉のまちづくり

# 社会協だより

社会福祉法人 階上町社会福祉協議会

No.287  
令和2年9月



## 色鮮やかにアレンジ！

～フラワーアレンジメント体験～



7月30日、ハートフルプラザにおいて在宅介護者の集いを開催しました。

日頃、高齢者等の介護をしている方々にリフレッシュをしていただこうと、今年度1回目の集いは、フラワーショップe-formeの中村一実さんを講師にお招きしフラワーアレンジメントを体験しました。

中村さんから、お花の楽しみ方や基本的な活け方など色々お話ををしていただきながら、花の形や色彩の組み合わせを楽しみました。

バラ、アジサイ、トルコキキョウなど花器に飾り付け、一人一人個性豊かな作品が完成すると、「家に帰ってどこに飾ろうか」「初めての体験で不安だったけど思っていた以上に綺麗に出来上がったよかったです」などの感想が聞かれ、お花に囲まれ、心癒されるひと時を過ごされたようでした。

(1)

### あたたかいご寄付 ありがとうございました

○匿名様  
手作りマスク56枚



### 弁護士による無料法律相談

【赤い羽根共同募金配分事業】

～相続・財産・多重債務・土地のトラブルなど～

■日時 10月13日(火)

午後1時から午後3時(1人20分以内)

■場所 ハートフルプラザ・はしかみ

・相談は予約制(先着6名)です。

予約受付 階上町社会福祉協議会 ☎88-3067

\*新型コロナウイルス感染予防のためマスクを着用しご相談ください。



## 社会福祉協議会登録職員 ホームヘルパー募集!

私たちと一緒に  
働きませんか？

募集職種/人数	介護業務(登録ヘルパー)職員／若干名
業務内容	ご利用者(高齢者、障がいのある方)の自宅に訪問して、家事や介護のサービスを提供します。 ・生活援助・身体介護・通院などの移動・外出支援 ※ご利用者宅への訪問は事業所の車両を使用します。
資格	・介護福祉士または訪問介護員養成研修2級課程以上修了 ・普通自動車第1種免許
勤務時間	1週間に30時間未満(週6日以内) ※勤務日、勤務時間はご相談に応じます。
賃金	時給790円以上(資格や経験年数等により個別に決定) ※賃金は移動時間や記録整理等を含めた勤務時間に対し支給します。 ※通勤手当、早朝・夜間業務手当、介護福祉士資格手当等支給 ※処遇改善加算による手当等支給実績あり
応募書類	①登録職員申込書(社協事務局にあります) ②履歴書(写真貼付) ③資格証明書(写) ※試験(面接)については、応募者へ後日お知らせします。
申込み・問合せ先	階上町社会福祉協議会 ☎88-3067

### みんな集まれ～！ほのぼのサロン

地域の高齢者の交流と仲間づくりの場として開催している「ほのぼのサロン」の9月～10月の予定は下記のとおりです。軽体操やレクリエーションなどを通して楽しく交流します。  
お友達をお誘いいただき、お気軽にご参加ください。

#### 9月～10月の「ほのぼのサロン」日程

場所	期日
大蛇三地区集会所	9月1日、9月8日、9月15日 9月29日 ※全4回、毎週火曜日
フォレストピアはしかみ	10月6日、10月13日、10月20日 10月27日 ※全4回、毎週火曜日

※時間は午前10時～11時です。

※階上町内にお住いの高齢者の方であればどなたでも参加できます。

※動きやすい服装でご参加ください。

※新型コロナウイルス感染予防のためマスク着用でのご参加をお願いします。

発熱等の症状がある場合は参加をお控えください。



編集発行:社会福祉法人 階上町社会福祉協議会 住所:階上町大字道仏字天當平1-182 ハートフルプラザ・はしかみ内  
☎0178-88-3067 FAX 88-3069 E-mail:hashikami-shakyo@citrus.ocn.ne.jp ホームページ:<http://www.shakyo.or.jp/hp/220/>

この広報誌は、4,600部作成し、印刷経費は1部あたり21.04円です。(県共同募金会から配分を受けて発行しております。)



(4)

# 仲間づくりの一歩 活動の情報を公開し、 PRしませんか？

ボランティア活動の情報登録団体募集！



社協では、広く町内のボランティア・NPOなどの活動に関する情報を収集し、町民等に情報提供できるよう「ボランティア団体・グループ活動情報登録」を実施しています。

登録いただいた活動情報は、社協だよりやホームページ等で公開させていただくとともに、ボランティア活動を希望する方への紹介や橋渡しをさせていただきます。

- 活動をもっと多くの方に知ってもらいたい！
- 一緒に活動してくれる仲間を増やしたい！

などと考えている団体の皆さま、社協に登録し、活動をPRすることで「出会い」の場をつくりませんか？

## 【登録要件】

- 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する活動であること。  
※保健、医療、福祉、まちづくり、文化、環境保全、子どもの健全育成など
- 5名以上で組織され、構成員の半数以上が町内在住者であり、町内で活動が行われていること。
- 政治、宗教又は営利を目的としていること。
- 活動内容等について会則又は規約等で定めていること。
- 特定の公職者（候補者）や政党を推薦、支持、反対することを目的としていること。
- 反社会的活動と関係していないこと。
- その他、公共の情報として不適当なものでないこと。

## 【登録方法】

- ボランティア団体・グループ活動情報登録票を提出していただきます。
- 会の活動がわかるもの（情報誌、総会資料など）があれば提出ください。

【登録料】 無料



# 介護のことなら何でもご相談ください！

## 【訪問介護事業（ホームヘルプサービス）】

住み慣れた我が家で、安心して暮らすことができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅に伺い、真心をこめて介護や身のまわりのお世話をさせていただきます。

介護のことなら、“**社協ヘルパーステーションにお任せください！**”



### 【対象となる方】

- 介護保険の要介護認定を受けている方
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳を所持している方



### 【サービスの内容】

身体介護……食事介助、排泄介助、入浴介助、通院介助、身体清拭など  
生活援助……掃除、洗濯、食事の準備・調理、ごみ出しなど

## 【サービス利用に関するご相談・お問い合わせ】

階上町社協ヘルパーステーション 電話 **88-3067** 担当：佐京、田端

## 【居宅介護支援事業】

介護保険によるサービス利用にあたり、介護支援専門員（ケアマネジャー）がご相談に応じて、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や必要な手続きをお手伝いさせていただきます。

介護保険に関することは“**社協のケアマネジャーにご相談ください！**”



## 【認定からサービス利用までの流れ】

**【お申込み】** 当事業所について書面にて説明と契約手続きを行います。

**【アセスメント】** ケアマネジャーがご自宅を訪問し、利用者（家族）が抱えている問題や課題の分析を行います。

**【ケアプランの作成】** 利用者の生活習慣や要望にそったサービス計画を作成します。

**【サービス調整】** サービス提供事業所と連絡調整を行います。

**【利用開始】** 作成したケアプランをもとに、介護保険サービスをご利用いただきます。

※介護保険サービスを利用するには、役場（健康福祉課）で要介護認定の申請が必要となります。

※ご相談やケアプランの作成には費用はかかりません。

## 【ケアマネジャーに関するお問合せ】

階上町社協指定居宅介護支援事業所 電話 **88-3067** 担当：山地